

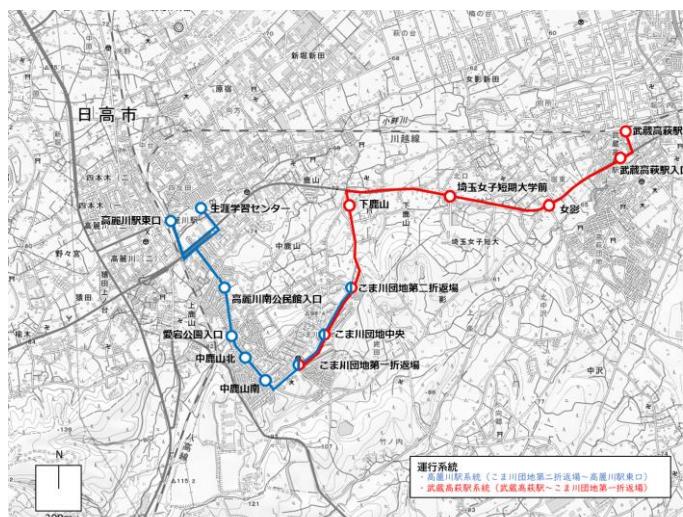
I) 目標②に関する取組

目標②に関する取組について以降に示します。

目標②：持続的に移動を支えるための体制をつくる

施策のねらい：今ある移動手段を守り、支える

【重点】 施策・事業②－Ⅰ－Ⅰ 公共交通軸の維持・確保

現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 本市の公共交通軸（鉄道交通軸、基幹的なバス交通軸（1日片道30本以上の運行本数）、維持すべきバス交通軸）は、民間交通事業者による自助努力の元、運行が継続されてきました。 日高・飯能路線を始め、利用者の減少や乗務員不足による安定的な運行が見込めず、苦渋の決断のもとで廃止を検討せざるを得ない系統も出てきています。 公共交通は、今後も市民誰もが利便性ある生活を送る上での基盤として大切であるため、廃止に至る前に必要な措置を行うことが重要です。
目的	<ul style="list-style-type: none"> 市民の生活及び本市の発展を支えるために必要な公共交通サービス水準を維持するため、公共交通軸の維持・確保を図ります。
取組内容	<p>①市が主体となる運行事業の実施</p> <p>日高・飯能路線からの撤退を受け、同路線沿線地域の移動手段を確保するとともに、今後の公共交通軸の再編に資する「乗合タクシー事業（おでかけワゴン）」による実証実験を行います。実証運行後は、国庫補助の活用と市の財政負担により、本格運行を目指します。</p> <p style="text-align: right;">【実施主体：市、交通事業者】</p>  <p style="text-align: center;">おでかけワゴン運行系統図</p>

取組内容	<p>②既存公共交通への支援</p> <p>上記路線以外に関しても、公共交通軸の維持確保に向けて、交通事業者との調整のもと、既存路線への国庫補助や県補助の活用を検討するとともに、運行経費の一部補助など、市として可能な支援を行います。</p> <p style="text-align: right;">【実施主体：市、交通事業者】</p> <p style="text-align: center;">活用可能な補助金の例</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #c0392b; color: white;">交付主体</th><th colspan="4" style="background-color: #c0392b; color: white;">補助金</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国</td><td colspan="4">地域公共交通確保維持改善事業費補助金</td></tr> <tr> <td>埼玉県</td><td colspan="4">埼玉県生活交通路線維持費補助金</td></tr> <tr> <td>埼玉県</td><td colspan="4">埼玉県生活維持路線確保対策費補助</td></tr> </tbody> </table>					交付主体	補助金				国	地域公共交通確保維持改善事業費補助金				埼玉県	埼玉県生活交通路線維持費補助金				埼玉県	埼玉県生活維持路線確保対策費補助			
交付主体	補助金																								
国	地域公共交通確保維持改善事業費補助金																								
埼玉県	埼玉県生活交通路線維持費補助金																								
埼玉県	埼玉県生活維持路線確保対策費補助																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #ffffcc;">R 7</th><th style="background-color: #ffffcc;">R 8</th><th style="background-color: #ffffcc;">R 9</th><th style="background-color: #ffffcc;">R10</th><th style="background-color: #ffffcc;">R11</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">① ●-----● 実証実験</td><td style="text-align: center;">●-----● 本格運行</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">② ●-----● 検討・準備</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>					R 7	R 8	R 9	R10	R11	① ●-----● 実証実験	●-----● 本格運行				② ●-----● 検討・準備										
R 7	R 8	R 9	R10	R11																					
① ●-----● 実証実験	●-----● 本格運行																								
② ●-----● 検討・準備																									

~~市や交通事業者による運営努力だけでは路線の維持が難しいことから、地域公共交通確保維持改善事業の活用による運行系統(補助系統)の公共交通における位置付け役割を以下のように整理します。~~

おでかけワゴン高麗川駅系統は、こま川団地をはじめとする市内の団地と地域間を結ぶ幹線上に位置する高麗川駅を連絡する近距離の路線であり、買物、通勤、通院等の日常生活行動を行う上での地域の移動手段として、重要な役割を担っています。一方で、市や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要があります。

おでかけワゴン武蔵高萩駅系統は、こま川団地をはじめとする市内の団地と地域間を結ぶ幹線上に位置する武蔵高萩駅を連絡する近距離の路線であり、買物、通勤、通院等の日常生活行動を行う上での地域の移動手段として、重要な役割を担っています。一方で、市や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要があります。

表 補助系統に係る事業及び実施主体の概要

系統名	起点	経由地	終点	事業許可区分	運行態様	実施主体	補助事業の活用
医大 11	高麗川駅	埼玉医大保健医療学部	埼玉医大	道路運送法 第4条乗合	路線定期運行	国際興業株式会社	なし
医大 12	高麗川駅	埼玉医大保健医療学部	埼玉医大国際医療センター	道路運送法 第4条乗合	路線定期運行	国際興業株式会社	なし
医大 31	飯能駅	高麗川駅 埼玉医大保健医療学部	埼玉医大	道路運送法 第4条乗合	路線定期運行	国際興業株式会社	なし
医大 32	飯能駅	高麗駅・ 高麗川駅	埼玉医大国際医療センター	道路運送法 第4条乗合	路線定期運行	国際興業株式会社	なし
飯 07	飯能駅	永田会館前	西武飯能日高	道路運送法 第4条乗合	路線定期運行	国際興業株式会社	なし
飯 30	飯能駅	大鶴巣公園	西武飯能日高	道路運送法 第4条乗合	路線定期運行	国際興業株式会社	なし
飯 12-2	飯能駅	こま武蔵台 NT循環	飯能駅	道路運送法 第4条乗合	路線定期運行	国際興業株式会社	なし

おでかけワゴン 高麗川駅系統	こま川団地 第二折返場	こま川団地 第一折返場	高麗川駅東口	道路運送法 第4条乗合	路線定期運行	日高市（運行は日高ハイヤー株式会社及び高麗川交通有限会社と運行に関する協定を締結）	フィーダー補助
おでかけワゴン 武藏高萩駅系統	武藏高萩駅	こま川団地 第二折返場	こま川団地 第一折返場	道路運送法 第4条乗合	路線定期運行	日高市（運行は日高ハイヤー株式会社及び高麗川交通有限会社と運行に関する協定を締結）	フィーダー補助